

令和8年8月版

宿泊税

Q&A



名護市

1	制度概要	(P10－P12)
---	------	-----------

- Q 1 宿泊税とは、どのような税金ですか。
- Q 2 法定外目的税について教えてください。
- Q 3 なぜ、宿泊税を導入するのでしょうか。
- Q 4 なぜ、観光振興のための税を宿泊者だけが負担するのですか。
- Q 5 沖縄県民も課税されるのですか。
- Q 6 いつから宿泊税の課税は開始されますか。
- Q 7 宿泊税条例の施行前から予約していたものについても、宿泊税は課税されますか。
- Q 8 宿泊税の税額はいくらですか。
- Q 9 税率の設定根拠を教えてください。
- Q 10 税率、課税対象等が変更されることはないのですか。
- Q 11 宿泊税はどのようにして支払うのですか。
- Q 12 宿泊税は何に使われるのですか。

2	課税対象	(P13－P17)
---	------	-----------

- Q 1 宿泊行為の定義を教えてください。
- Q 2 個人で民泊を経営している場合も課税対象ですか。
- Q 3 長期滞在の場合でも課税対象となりますか。
- Q 4 下宿営業の許可を受けた施設は課税対象となりますか。
- Q 5 インターネットカフェにおける滞在も課税対象ですか。
- Q 6 農村民泊を行っています。地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金をとっています。この場合でも、宿泊税の課税対象ですか。
- Q 7 ハウスユース(自分の会社の社員(スタッフ)もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のことは課税対象ですか。
- Q 8 自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。
- Q 9 休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。
- Q10 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象ですか。
- Q11 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。
- Q 12 カプセルホテルも対象ですか。
- Q 13 地震等の災害から避難するために宿泊する場合でも課税されるのか。
- Q 14 公営施設の場合も、宿泊税を徴収する必要がありますか。
- Q 15 ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりますか。
- Q 16 客室を日帰りで利用する場合は課税対象ですか。(いわゆるデイクースの場合)
- Q 17 日をまたがない6時間以上の利用は宿泊になりませんか。たとえば午前1時から午前8時までの利用は、宿泊税は課税されませんか。(宿泊予定者の到着が遅れ、チェックインが翌日未明となった場合等)
- Q 18 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合、宿泊税はかかりますか。
- Q 19 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も対象となりますか。
- Q 20 実際の宿泊を伴わない利用行為(いわゆるホールドルーム、キープルームなど)の場合は課税対象ですか。
- Q 21 ウィークリーマンションなどの場合は課税対象ですか。
- Q 22 キャンセルがあり、料金の支払いを受けた場合の取扱いを教えてください。

- Q 23 連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。
- Q 24 添い寝の幼児や子どもは宿泊税の課税対象ですか。
- Q 25 観光目的でない宿泊でも課税対象となるのでしょうか。

3	宿泊料金	(P18－P22)
---	------	-----------

- Q 1 宿泊料金の定義を教えてください。
- Q 2 宿泊料金に含まれるものの具体例を教えてください。
- Q 3 宿泊料金に含まれないものの具体例を教えてください。
- Q 4 税込み宿泊料金の取扱いはどうなりますか。
- Q 5 食事付きその他各種プランにおける宿泊料金について、どのように取り扱えばいいですか。
- Q 6 食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどうなりますか。
- Q 7 企画旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか。
- Q 8 手配旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか。旅行業者や宿泊予約サイトに支払う手数料について、どのように取り扱えばいいですか。
- Q 9 サービス料はすべて宿泊料金に含める必要がありますか。
- Q 10 1室当たりの宿泊料金を設定しており、1人当たりの宿泊料金を設定していない場合の宿泊料金の算出方法を教えてください。
- Q 11 1棟貸しで価格設定をしています。人数が増えても価格は変わりません。複数の大人と子どもが宿泊した場合、宿泊料金はどのように計算するのですか。
- Q 12 エキストラベッド等を追加した場合の宿泊料金の計算方法について教えてください。
- Q 13 宿泊料金を第三者が支払った場合、宿泊税は誰が負担すればいいですか。
- Q 14 割引を利用する場合の取扱いを教えてください。
- Q 15 請求した宿泊料金の一部がポイント等として宿泊者に還元されますが、その金額分を控除した金額が宿泊料金となるのでしょうか。
- Q 16 カード会社、旅行会社やOTAのポイントを利用して割引価格や無料で宿泊する場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。
- Q 17 自治体等による補助金により宿泊料金の割引を行った場合、課税対象となる宿泊料金の考え方はどうなりますか。
- Q 18 親会社の株主優待により宿泊料金が割引となるものの、同額が親会社から宿泊料金として補てんされる場合の取扱いはどうなりますか。
- Q 19 2人分の予約があり、宿泊税も2人分事前に領収していましたが、実際の宿泊が1人のみだった場合は宿泊税を返金する必要がありますか。
- Q 20 旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は宿泊税は課税されますか。

- Q 21 子どもの宿泊料を徴収せずに、施設使用料として定額料を負担いただく場合がありますが、この場合の施設使用料は宿泊料金にあたりますか。
- Q 22 宿泊者が部屋のグレードアップを希望した場合、それに伴う追加料金は宿泊料金に含まれますか。
- Q 23 QUOカード付宿泊プランの場合、QUOカードに係る料金は宿泊料金に含まれますか。
- Q 24 宿泊契約における延長料金は宿泊料金に含まれますか。
- Q 25 休憩その他これに類する利用に係る契約における延長料金は宿泊料金に含まれますか。
- Q 26 外貨建て取引による宿泊料金の取扱いを教えてください。
- Q 27 宿泊時のトラブルにより、宿泊料金を一部返金した場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか
- Q 28 無料宿泊券を利用する場合の取扱いを教えてください。

4	課税免除	(P23－P25)
---	------	-----------

- Q 1 修学旅行や部活動による宿泊は課税免除の対象となりますか。
- Q 2 課税免除となる引率者の範囲を教えてください。
- Q 3 修学旅行等の課税免除について、課税免除の対象に保育園やこども園は含まれないのでしょうか。
また、海外の学校や日本国内のインターナショナルスクールの修学旅行については、課税免除の対象となるのでしょうか。
- Q 4 修学旅行等の課税免除について、学校等から提出される証明書は、申告書に添付するなどして県へ提出する必要がありますか。
- Q 5 スポーツ少年団や地域展開したクラブ活動による宿泊は課税対象ですか。
- Q 6 珠算、囲碁、将棋、ピアノなどの文化系活動による宿泊は課税対象ですか。
(児童・生徒に限るもの)
- Q 7 共催・後援の大会については主催扱いとなりますか。
- Q 8 宿泊税を免除するための証明書や大会通知書以外に、大会要項や宿泊者名簿などの資料を宿泊施設に提出する必要がありますか。
- Q 9 課税免除となる宿泊人数について、宿泊予定数を記入していたが、当日に欠席者が出たため、変更となる場合は、どうしたらよいですか。
- Q 10 宿泊税を免除するための証明書について、記入誤りがある場合、訂正はできますか。
- Q 11 宿泊税を免除するための証明書の印について、指定はありますか。
- Q 12 宿泊税を免除するための証明書について、宿泊日の後に提出はできますか。
- Q 13 外国大使の宿泊は宿泊税の課税の対象となりますか。
- Q 14 (宿泊料金が一定金額以下の場合に課税しない)免税点がありますか。

5	特別徴収	(P26－P29)
---	------	-----------

- Q 1 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。
- Q 2 特別徴収義務者として行わなければならないことには、どのようなものがありますか。
- Q 3 保存すべき帳簿や書類はどういったものですか。
- Q 4 これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。
- Q 5 特別徴収義務者登録申請書は、事業者単位で提出するのか、それとも施設単位で提出するのでしょうか。
- Q 6 旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうしたらよいですか。
- Q 7 旅館業(住宅宿泊事業)をやめようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。
- Q 8 宿泊税の徴収方法に決まりはないのですか。
- Q 9 旅行会社や宿泊予約サイトなどを通じた予約の場合、宿泊税はどのように徴収すればよいですか。
- Q 10 現金以外の支払手段で宿泊税を徴収した場合の手数料は事業者負担ですか。
- Q 11 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者になっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はないのでしょうか。
- Q 12 宿泊者が宿泊税の支払いを拒否し、宿泊税を徴収できない場合はどうなるのでしょうか。
- Q 13 領収書への宿泊税の表記は必ず行う必要があるのですか。
- Q 14 領収書への宿泊税の印字は内税方式・外税方式の指定はありますか。
- Q 15 課税対象の宿泊であったかどうかを示すために、領収書に素泊まり料金と食事代等を分けて表示する必要がありますか。
- Q 16 宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者の事務負担に対する措置はありますか。
- Q 17 宿泊税報償金に対して、消費税は課税されるのでしょうか。
- Q 18 宿泊税の管理のために新規に帳簿を用意しなければなりませんか。
- Q 19 特別徴収義務者登録申請は紙、eLTAX のどちらでもよいのでしょうか。

6	申告納入	(P30－P32)
---	------	-----------

- Q1 市町村宿泊税を課す市町村に所在する宿泊施設の宿泊者に課税される宿泊税のうち、県税分はどのように納めたらよいですか。
- Q2 申告納入は毎月行わなければなりませんか。
- Q3 申告納入期限の特例について教えてください。
- Q4 宿泊がない月についても、納入申告書の提出は必要ですか。
- Q5 月をまたぐ連泊の場合は、連泊の初日に宿泊数をまとめて集計してもよいですか。
- Q6 銀行窓口で宿泊税を納入する場合、振込手数料は、事業者が負担するのでしょうか。
- Q7 納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。
- Q8 宿泊税は、電子申告・電子納付ができますか。
- Q9 宿泊者が旅行業者を通じて宿泊料金を払った場合、旅行業者からの入金に1～3か月ほどかかるが、翌月に宿泊税を納入する必要があるのでしょうか。
- Q10 売り掛けの場合の宿泊税の申告納入期限は、宿泊があった月の翌月末となるのでしょうか。それとも入金された月の翌月末となるのでしょうか。
- Q11 売り掛けの場合において、宿泊税の納入期限までに相手方から入金されないときはどうなるのでしょうか。
- Q12 季節的な関係で全く営業がない期間がある場合、営業がない期間についての申告も必要ですか。
- Q13 幼児など宿泊料が無料の場合も、納入申告書や月計表の「課税対象の宿泊者数」の記載が必要ですか。
- Q14 1人1泊あたり1,000円未満の宿泊料金の場合も、納入申告書や月計表の「課税対象の宿泊者数」の記載が必要ですか。
- Q15 簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要ですか。

7	その他	(P33)
---	-----	-------

- Q 1 領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなるのか。
- Q 2 施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようなになるのか。
- Q 3 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうか。

1	制度概要
---	------

Q 1 宿泊税とは、どのような税金ですか。

A 1 宿泊税とは、市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税される税で、条例に基づき使途や税率が定められている「法定外目的税」です。

Q 2 法定外目的税について教えてください。

A 2 法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために道府県・市町村が課することができる税です。(地方税法第4条、第5条、第 731 条)

Q 3 なぜ、宿泊税を導入するのでしょうか。

A 3 名護市は、訪れる人、働く人、暮らす人から選ばれ続ける観光都市の実現に向けて、本市が目指す姿として「満足度の高い観光」、「観光による地域経済の活性化」、「将来を担う観光人材の増加」を掲げております。これら目指す姿を実現するためには、観光客受入体制の強化等の観光産業の発展に関する施策を実施していくことが重要であり、安定的かつ持続的な財源確保が求められることから、宿泊税を導入します。

Q 4 なぜ、観光振興のための税を宿泊者だけが負担するのですか。

A 4 沖縄県において、平成 30 年度に設置した有識者等による「観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会」において新たな法定外目的税として導入する税目として、①入域税、②レンタカー税、③宿泊税を検討したところ、
 ①入域行為を課税客体とすることについては、徴税コストは安価であるものの、担税力に応じた制度設計となりがたいこと、これから著しい増加が見込まれる海外からの観光客にとって、類似行為に課せられる税等と相まって負担感が大きいこと、制度の安定性に懸念があることから、適当ではない。
 ②レンタカー借受行為を課税客体とすることについては、県外観光客の半数程度のみが対象となり、受益と負担の関係において公平性が確保できないと考えられることから、適当ではない。
 ③宿泊行為を課税客体とすることについては、徴税経費は嵩むものの、担税力に応じた制度設計が見込まれること、他自治体での先行事例があること、平成 22 年度から平成 25 年度にかけての沖縄県による法定外目的税の検討においても宿泊税が妥当であるとしていることから適当であるとされたことを踏まえ、観光振興の財源確保として「宿泊行為への課税」が妥当であると判断したことによります。
 本市においても、上記の検討プロセスを踏まえ、本市外部有識者懇話会等での意見を図りながら宿泊税の導入に至った経緯となります。

Q 5 名護市民も課税されるのですか。

A 5 名護市民であっても、宿泊者には一定の受益があると考えられ、また県民であることのみをもって、課税しないことは税の公平性の観点から課税対象外及び課税免除の措置が困難であるため、一定の負担をお願いしています。

Q 6 いつから宿泊税の課税は開始されますか。

A 6 令和9年(2027年)2月1日以後の宿泊(1月31日から2月1日にかけて行われる宿泊を除く。)から開始となります。

Q 7 宿泊税条例の施行前から予約していたものについても、宿泊税は課税されますか。

A 7 施行日より前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が施行日以降であれば、宿泊税が課税されます。

Q 8 宿泊税の税額はいくらですか。

A 8 市内の宿泊施設に宿泊した際、1人1泊あたりの宿泊料金(素泊まり料金)に2%(市税:1.2%・県税:0.8%)が課税されます。(※税額2,000円が上限となります)

Q 9 税率の設定根拠を教えてください。

A 9 本市において、観光業界、有識者等で構成する「名護市宿泊税導入検討懇話会」において、定率の導入で意見がまとまったこと、宿泊単価の向上を目指しており、定率の場合、税収の伸張性が期待できることや全ての宿泊者の負担が同一となり、負担の公平性がより担保されること等を踏まえ、観光施策の実施に必要な財源を確保するために、年間宿泊者数、修学旅行者数等や徴税費を考慮した上で定率2%で設定しています。

なお、宿泊者が受ける行政サービスは概ね一定であることを踏まえ、宿泊者の過重な負担とならいう税額は2,000円を上限額としています。

Q 10 税率、課税対象等が変更されることはないのですか。

A 10 税率は名護市宿泊税条例に規定されているとおりです。

なお、本条例では、令和11年度(施行後3年を経過した場合)において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。

Q 11 宿泊税はどのようにして支払うのですか。

A 11 宿泊された宿泊施設へお支払いください。ただし、予約サイトや旅行業者への支払額に含まれている場合があります。

Q 12 宿泊税は何に使われるのですか。

A 12 宿泊税は、

- (1) 観光誘客に向けた情報発信の充実
 - (2) 観光誘客に向けた受入体制の充実
 - (3) 観光事業者に対する支援
 - (4) 観光事業者の一体感を図るための機運醸成づくり
 - (5) 観光事業者と一体となった安心・安全な受入体制の充実
 - (6) 地域住民に対する観光振興への理解促進
 - (7) 観光人材の確保・育成・定着
 - (8) 徴税コストなどの名護市観光振興基本計画の取り組みテーマに基づいた取り組みや観光産業の発展に関する新規又は拡充する取り組みに活用することを想定しています。
- これらの取り組みにより、旅行者・県内事業者・市民、それぞれの満足度を最大限に高めながら、選ばれ続ける観光都市の実現を目指しています。

2	課税対象
---	------

Q 1 宿泊行為の定義を教えてください。

A 1 宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、以下の基準に合致するものを課税対象となる宿泊として取り扱います。

ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

イ ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

※本来必要な許可や認定を受けていない又は届出をしていない施設であっても、旅館業法の許可、住宅宿泊事業法の届出が必要とされる事業を行う施設における宿泊の場合は課税対象となります。(以下の4項目をすべて満たすものです)。

- ・宿泊料を徴収している(名称は問わない)
- ・社会性がある(不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など)
- ・反復継続性がある(宿泊募集を継続的に行っている場合など)
- ・生活の本拠ではない(使用期限が1ヶ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など)

Q 2 個人で民泊を経営している場合も課税対象ですか。

A 2 宿泊税は、旅館・ホテル・簡易宿所及び住宅宿泊事業に係る施設において、宿泊料で宿泊する宿泊者が納税義務者となりますので、住宅宿泊事業いわゆる民泊も課税対象となります。

Q 3 長期滞在の場合でも課税対象となりますか。

A 3 宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されますが、当該宿泊が賃貸借契約に基づく利用行為で、旅館業の許可を必要としない場合は、宿泊税は課税されません。

Q 4 下宿営業の許可を受けた施設は課税対象となりますか。

A 4 下宿営業の許可を受けた施設は、宿泊者のすべてが1カ月以上の期間を単位とする宿泊であり、一般的に「宿泊」よりも「生活の本拠」に近い状態で利用されているとみなし、課税されません。

Q 5 インターネットカフェにおける滞在も課税対象ですか。

A 5 旅館業法等の対象外である場合は宿泊税の課税対象外となります。
旅館業法等の対象であるか否かにつきましては、最寄りの保健所にお尋ねください。

Q 6 農村民泊を行っています。地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金をとっています。この場合でも、宿泊税の課税対象ですか。

A 6 宿泊の対価がその料金に含まれている場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q 7 ハウスユース(自分の会社の社員(スタッフ)もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと)は課税対象ですか。

A 7 宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合は、課税対象となります。宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で、料金を課している場合は対象となります。

Q 8 自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。

A 8 研修施設の場合、宿泊の対価として費用を徴収していない場合は課税されませんが、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業法に該当し、許可を受けた施設であれば、宿泊税の対象となります。

Q 9 休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。

A 9 いわゆるラブホテル等において、その利用が宿泊契約として取り扱われる場合は、宿泊税の課税対象となりますが、休憩契約の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用(その休憩契約等による利用に連続した延長利用の時間を含む。)があった場合は、宿泊とみなしますので、課税対象となります。

Q 10 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象ですか。

A 10 移動式テントをお客様が設置する場合等、旅館業法上の施設での宿泊に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。
ただし、固定式のテントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合等、旅館業法上の施設での宿泊に該当する場合は、宿泊税が課税されます。
なお、バンガローなど、料金が施設や区域ごとに設定されていても、宿泊される人数に応じて支払うこととなります。

Q 11 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。

A 11 1棟あたりの宿泊料金が設定されているため、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、乳児等も宿泊料金を支払っていると考えられるため、課税対象となります。

Q 12 カプセルホテルも対象ですか。

A 12 旅館業法の許可を受けた宿泊施設であれば、課税対象となります。

Q 13 地震等の災害から避難するために宿泊する場合でも課税されるのか。

A 13 旅館業法、及び住宅宿泊事業法に係る宿泊施設に宿泊する場合は、一部の課税免除等となる宿泊を除き、全て課税の対象となります。地震等の災害から避難するための宿泊は、課税免除の対象となっておりませんので、課税されることとなります。
ただし、自治体が宿泊施設を避難所として開設した場合における当該宿泊施設への宿泊は、課税されないことを申し添えます。

Q 14 公営施設の場合も、宿泊税を徴収する必要がありますか。

A 14 ユースホテル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的に関わらず、旅館業の許可等を必要とする施設であれば、対象となります。宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、すべての宿泊者に広くご負担をお願いしています。

なお、宿泊施設により、宿泊料金が免除されている場合は、課税されません。

Q 15 ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりますか。

A 15 ホテル内の施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりません。

Q 16 客室を日帰りで利用する場合は課税対象ですか。(いわゆるデイクースの場合)

A 16 日をまたぐ利用ではないため課税対象ではありません。ただし、宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は課税対象となります。

Q 17 日をまたがない6時間以上の利用は宿泊になりませんか。たとえば午前1時から午前8時までの利用は、宿泊税は課税されませんか。(宿泊予定者の到着が遅れ、チェックインが翌日未明となった場合等)

A 17 その契約を宿泊契約として取り扱う場合は、課税対象となります。

Q 18 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合、宿泊税はかかりますか。

A 18 その利用が宿泊契約に基づくものであり、宿泊の対価として料金を徴収する場合は、宿泊税の課税対象となります。なお、会議室を客室として使用する場合は、旅館業法において、会議室を客室とする変更手続きが必要となります。

Q 19 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も対象となりますか。

A 19 無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業に該当しませんので、課税対象ではありません。

Q 20 実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キープルームなど）の場合は課税対象ですか。

A 20 いわゆるホールドルーム、キープルーム等、実際の宿泊を伴わない利用行為である場合、課税対象とはなりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。

Q 21 ウィークリーマンションなどの場合は課税対象ですか。

A 21 ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法等の許可若しくは認定を受けるべき事業又は届出を行うべき事業にあたらぬ場合の当該施設における宿泊は、課税対象となりません。ただし、旅館業法等の許可若しくは認定を受けるべき事業又は届出を行うべき事業に該当する場合の当該施設における宿泊は、課税対象となります。このときの宿泊料金は、宿泊日ごとの宿泊料金が明確でないときは契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

Q 22 キャンセルがあり、料金の支払いを受けた場合の取扱いを教えてください。

A 22 宿泊行為がないため、課税対象となりません。

Q 23 連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。

A 23 宿泊税は、宿泊数に応じて課税されます。したがって、連泊された場合は、連泊した宿泊数及び宿泊料金に応じた宿泊税が課税されます。

Q 24 添い寝の幼児や子どもは宿泊税の課税対象ですか。

A 24 幼児・子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となりますが、例えば、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象とりません。

また、修学旅行や部活動等による大会参加など課税免除の要件に該当する場合には宿泊税は課税対象外となります。

Q 25 観光目的でない宿泊でも課税対象となるのでしょうか。

A 25 宿泊税は、宿泊行為に対して課税するため、観光目的以外の宿泊にも課税免除を除き、一律課税されることになります。観光客だけでなく、納税していただく宿泊者に利益がある取組(自然環境の保全、観光二次交通の充実)に充当していくことを予定していますのでご理解ください。

Q 1 宿泊料金の定義を教えてください。

A 1 宿泊料金は、宿泊の対価として支払うべき金額のことで、宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額が宿泊料金（いわゆる素泊まり料金）となります。

宿泊料金には、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等が含まれます。

Q 2 宿泊料金に含まれるものの具体例を教えてください。

A 2 《宿泊料金に含まれるものの例》

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく支払うべき金額

- ・清掃代
- ・寝具使用料
- ・寝具等のクリーニング代
- ・入浴代
- ・寝衣代
- ・サービス料、奉仕料
- ・宿泊補助金や宿泊助成金など、宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額 等

Q 3 宿泊料金に含まれないものの具体例を教えてください。

A 3 《宿泊料金に含まれないものの例》

- ・食事代
- ・遊興費
- ・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る料金
- ・消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金
- ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
- ・オプションとして支払った追加清掃代
- ・損害賠償金（備品の毀損・紛失、室内の汚れ等）

Q 4 税込み宿泊料金の取扱いはどうなりますか。

A 4 消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は料金の総額に他の税を含んでいる場合は、これらの税相当分を控除した金額を宿泊料金とします。

Q 5 食事付きその他各種プランにおける宿泊料金について、どのように取り扱えばいいですか。

- A 5 宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。
- ※朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金金額を宿泊料金とします。
- ※エステや宴会、外部施設利用等のプラン付き宿泊については、宿泊以外のサービスに係る対価を除外した金額を宿泊料金とします。

Q 6 食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどうなりますか。

- A 6 宿泊料金と食事料金が一体となった料金設定で、分離が難しい場合は、事業者が把握している料金内訳や実情を踏まえ、支払額の一定割合を食事料金(相当額)とするなどして算出してください。

Q 7 企画旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか。

- A 7 企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている一人当たりの宿泊料金となります。

Q 8 手配旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか。旅行業者や宿泊予約サイトに支払う手数料について、どのように取り扱えばいいですか。

- A 8 手配旅行の場合も、企画旅行同様、宿泊施設と旅行業者との契約により定められている宿泊料金によります。ただし、宿泊施設と旅行業者との料金精算の際に、旅行業者が受けるべき販売手数料等をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。

(例)1泊1食付 10,000 円(税別、食事代 2,000 円込み)の宿泊商品を、旅行業者を経由して販売した時、旅行業者が 11,000 円(宿泊商品 10,000 円、旅行者から旅行業者に支払う手数料 1,000 円)で宿泊者に販売し、販売手数料が差し引かれた売掛金が 8,500 円だった場合

この場合、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている 1 人当たりの宿泊料金となるため、 $(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 2\% = 160 \text{ 円}$ となります。

Q 9 サービス料はすべて宿泊料金に含める必要がありますか。

- A 9 各施設における料金の名称に関わらず(「サービス料」という名目か否かに関わらず)、宿泊の対価又は負担とする料金は宿泊料金に含み、それ以外の料金は宿泊料金に含めません。

Q 10 1室当たりの宿泊料金を設定しており、1人当たりの宿泊料金を設定していない場合の宿泊料金の算出方法を教えてください。

A 10 1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1人当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします。

Q 11 1棟貸しで価格設定をしています。人数が増えても価格は変わりません。複数の大人と子どもが宿泊した場合、宿泊料金はどのように計算するのですか。

A 11 一定の年齢未満の子どもについては宿泊料金を徴収しない場合は、人数に含めず、年齢にかかわらず料金を徴収する場合は、子どもを含めた人数で割って1人当たりの宿泊料金を算出することになります。

Q 12 エキストラベッド等を追加した場合の宿泊料金の計算方法について教えてください。

A 12 エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合は、その金額を宿泊料金の総額に加算し、加算後の宿泊料金を宿泊者数で除した金額を1人あたりの宿泊料金とします。ただし、特定の子どもや高齢者などに帰属することが明らかな追加料金の場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として取り扱います。

Q 13 宿泊料金を第三者が支払った場合、宿泊税は誰が負担すればいいですか。

A 13 条例上、納税者の義務があるのは実際に宿泊した宿泊者ですが、第三者が宿泊税を支払っても差支えありません。

Q 14 割引を利用する場合の取扱いを教えてください。

A 14 宿泊施設自らが宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。

なお、第三者からの支払がある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。

Q 15 請求した宿泊料金の一部がポイント等として宿泊者に還元されますが、その金額分を控除した金額が宿泊料金となるのでしょうか。

A 15 宿泊料金とは、宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額を言うため、ポイント等を控除しない、宿泊者の支払うべき金額が宿泊料金となります。

Q 16 カード会社、旅行会社やOTAのポイントを利用して割引価格や無料で宿泊する場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。

A 16 カード会社、旅行会社やOTAが旅行者にポイントを付与して、これによる割引を行う場合においては、割引前の金額を宿泊料金とします。

Q 17 自治体等による補助金により宿泊料金の割引を行った場合、課税対象となる宿泊料金の考え方はどうなりますか。

A 17 宿泊施設に対して割引相当額が補助金等により交付される場合（食事や会議室利用料への補助等を除く）、割引前の金額（宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した金額）が課税対象となる宿泊料金となります。

Q 18 親会社の株主優待により宿泊料金が割引となるものの、同額が親会社から宿泊料金として補てんされる場合の取扱いはどうなりますか。

A 18 第三者（親会社）から宿泊料の支払がある場合で、宿泊料金の一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者（親会社）からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。

Q 19 2人分の予約があり、宿泊税も2人分事前に領収していましたが、実際の宿泊が1人のみだった場合は宿泊税を返金する必要がありますか。

A 19 実際に宿泊があった人数に基づき宿泊税を徴収していただくことになりますので、事前に徴収していた税額と差額がある場合は、差額分を返金してください。

Q 20 旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は宿泊税は課税されますか。

A 20 宿泊施設が旅行会社の添乗員の宿泊料金を無料としている場合は、宿泊税は課税されません。

Q 21 子どもの宿泊料を徴収せずに、施設使用料として定額料を負担いただく場合がありますが、この場合の施設使用料は宿泊料金にあたりますか。

A 21 当該施設使用料が寝具使用料や入浴代などの宿泊の対価としてご負担いただくものであれば、宿泊料金にあたります。

Q 22 宿泊者が部屋のグレードアップを希望した場合、それに伴う追加料金は宿泊料金に含まれますか。

A 22 部屋のグレードアップ等は宿泊の利用行為に係る対価又は負担として支払うべき料金となるため、宿泊料金に含まれます。

Q 23 QUOカード付宿泊プランの場合、QUOカードに係る料金は宿泊料金に含まれますか。

A 23 宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべきものであれば宿泊料金に含まれます。

Q 24 宿泊契約における延長料金は宿泊料金に含まれますか。

A 24 宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合、その延長に係る料金は宿泊料金には含みません。ただし、この利用による料金を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊料金となります。

Q 25 休憩その他これに類する利用に係る契約における延長料金は宿泊料金に含まれますか。

A 25 休憩その他これに類する利用に係る契約において、日をまたぐ6時間以上の利用(連続した時間利用を含む)して客室を利用した場合は、宿泊とみなしますので、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

Q 26 外貨建て取引による宿泊料金の取扱いを教えてください。

A 26 外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値(TTM)の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。

※具体的な取扱いについては、「外貨建て取引に係る会計処理等」(法人税基本通達)に準じます。

Q 27 宿泊時のトラブルにより、宿泊料金を一部返金した場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。

A 27 返金処理を宿泊料金からの減額で行った場合は、減額後の額が宿泊料金となります。返金処理を迷惑料等の別名目の支出で行った場合は、宿泊料金に変動はありません。

Q 28 無料宿泊券を利用する場合の取扱いを教えてください。

A 28 宿泊施設が独自に宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。無料宿泊券を宿泊施設が無料で発行した場合は、宿泊料金が0円であるため、宿泊税は課税されません。

なお、第三者からの支払がある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者から支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。

4	課税免除
---	------

Q 1 修学旅行や部活動による宿泊は課税免除の対象となりますか。

A 1 学校長等が証明する修学旅行等の教育課程内の下記の学校教育活動における活動は課税免除となります。

・活動の種類

①通信制の過程で行う面接指導(スクーリング)

②修学旅行、林間学校、臨海学校その他これに類する学校行事

③部活動

④部活動以外による学校を代表した大会への参加

なお、宿泊税を免除するためには、学校長から「学校の教育活動であることの証明書(学校用)」【様式第 1 号】の提出を受ける必要があります。

Q 2 課税免除となる引率者の範囲を教えてください。

A 2 児童・生徒の引率を行う学校の関係者、部活動・クラブチームの活動にあたり指導やサポートを行う監督・コーチ、万が一に備え帯同する看護師や、心身の障害等により必要とする児童・生徒の介助をする看護師や保護者等をいいます。

※ 旅行業者の添乗員やカメラマンなどは対象となりません。

Q 3 修学旅行等の課税免除について、課税免除の対象に保育園やこども園は含まれないのでしょうか。

また、海外の学校や日本国内のインターナショナルスクールの修学旅行については、課税免除の対象となるのでしょうか。

A 3 課税免除の対象を学校教育法第1条の学校(大学を除く。)としており、当該学校の中には保育園・こども園(幼稚園型を除く)、海外の学校や日本国内のインターナショナルスクールは含まれていないため、課税免除の対象外となります。

Q 4 修学旅行等の課税免除について、学校等から提出される証明書は、申告書に添付するなどして市へ提出する必要がありますか。

A 4 証明書については、市に提出する必要はありませんが、宿泊施設で5年間保管してください。

Q 5 スポーツ少年団や地域展開したクラブ活動による宿泊は課税対象ですか。

A 5 地方公共団体、(公財)日本スポーツ協会又は当該協会に直接又は間接に加入している団体、(公財)日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学体育連盟若しくは当該団体に加入する団体が主催する大会に参加するために宿泊する場合は、課税免除となります。

なお、宿泊税を免除するためには、チーム代表者が発行する「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ用)」【様式第2号】に、大会主催者が通知する「宿泊税課税免除申請に係る大会通知書」【様式第3号】を添付し、宿泊施設に提出する必要があります。

Q 6 珠算、囲碁、将棋、ピアノなどの文化系活動による宿泊は課税対象ですか。

(児童・生徒に限るもの)

A 6 児童・生徒が、地方公共団体・公益社団法人等又はそれらに直接に加入している人格のない社団等が主催する大会に参加するために宿泊する場合は、課税免除となります。

公益社団法人等とは、具体的に以下の団体となります。

- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・一般社団法人(非営利型法人に該当する場合に限る)
- ・一般財団法人(非営利型法人に該当する場合に限る)
- ・特定非営利活動法人

なお、宿泊税を免除するためには、チーム代表者が発行する「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ用)」に、大会主催者が通知する「宿泊税課税免除申請に係る大会通知書」を添付し、宿泊施設に提出する必要があります。

Q 7 共催・後援の大会については主催扱いとなりますか。

A 7 主催の位置付けとしての共催であれば、主催とみなします。
後援については、主催扱いとなりません。

Q 8 宿泊税を免除するための証明書や大会通知書以外に、大会要項や宿泊者名簿などの資料を宿泊施設に提出する必要がありますか。

A 8 大会要項や宿泊者名簿などの資料を宿泊施設に提出する必要はありません。

Q 9 課税免除となる宿泊人数について、宿泊予定数を記入していたが、当日に欠席者が出たため、変更となる場合は、どうしたらよいですか。

A 9 宿泊人数の後ろに(うち○人欠席)と補記していただき、実際に宿泊した人数がわかるようにしてください。

Q 10 宿泊税を免除するための証明書について、記入誤りがある場合、訂正はできますか。

A 10 訂正箇所を二重線し、訂正してください。

Q 11 宿泊税を免除するための証明書の印について、指定はありますか。

A 11 ・(学校用)学校長については公印を押してください。
・(地域クラブ等用)団体代表者については、代表者の認印を押してください。

Q 12 宿泊税を免除するための証明書について、宿泊日の後に提出はできますか。

A 12 宿泊日のチェックイン時までには提出する必要があります。

Q 13 外国大使の宿泊は宿泊税の課税の対象となりますか。

A 13 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課税対象としないこととしております。なお、具体的な取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税免除の取扱いについて」(消費税法基本通達)に準じます。

<参考>

①課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

②課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

Q 14 (宿泊料金が一定金額以下の場合に課税しない)免税点がありますか。

A 14 免税点はありません。宿泊料金の多寡にかかわらず、宿泊者が受ける行政サービスの受益の程度は同等であることから、一定の税率(定率2%)及び広く課税することで公平性を確保することとしております。

5	特別徴収
---	------

Q 1 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。

A 1 市内で旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業、住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設の経営者となります。当該経営者には、旅館業法等の許可若しくは認定を受けた者又は届出を行った者(名義上の経営者)のみならず、実質上の経営者がこれと異なる場合においては、その実質的経営者も「経営者」の概念に含みます。

Q 2 特別徴収義務者として行わなければならないことには、どのようなものがありますか。

A 2 宿泊者から宿泊税を徴収し 市に申告納入していただくほか、各種申請や帳簿・書類の記載、保存を行っていただく必要があります。

Q 3 保存すべき帳簿や書類はどういったものですか。

A 3 宿泊税では、納入申告書と宿泊税月計表の内容が確認できるように、特別徴収義務者の方が帳簿へ記載すべき事項作成すべき書類等について、次のとおり定めています。

・帳簿(5年間保存)

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの(例 総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、予約台帳、クーポン取扱帳など)

・書類(5年間保存)

宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税額が記載されているもの(例:契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、会計票、領収証、利用明細書、請求書など)

なお、帳簿、書類の保存義務等違反については、
罰則(1年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金)が設けられておりますので、
ご注意ください。

Q 4 これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 4 宿泊税に関する手続きの流れは、以下のとおりです。

1. 旅館業の許可又は住宅宿泊事業の届出の手続きをする。
2. 宿泊税特別徴収義務者登録申請書を経営開始の5日前までに市の宿泊税担当部局に提出する。
3. 宿泊者から宿泊税を徴収する。
4. 徴収した宿泊税について申告期限までに市の宿泊税担当部局に納入申告書を提出し、宿泊税を納入する。

Q 5 特別徴収義務者登録申請書は、事業者単位で提出するのか、それとも施設単位で提出するのでしょうか。

A 5 特別徴収義務者の登録申請は、宿泊施設ごと(旅館業の許可・住宅宿泊事業の届の施設ごと)に行っていただきます。

Q 6 旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうしたらよいですか。

A 6 旅館業法等の許可若しくは認定を受けた者又は届出を行った者(名義上の経営者)と実質上の経営者が異なる場合においては、その実質的経営者を特別徴収義務者として登録して頂いて構いません。

Q 7 旅館業(住宅宿泊事業)をやめようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 7 経営を廃止する際は、速やかに「宿泊税経営廃止届出書」で廃止の届出をしてください。

※別途、旅館業法又は住宅宿泊事業法上の廃止(停止)届の提出も必要になります。

Q 8 宿泊税の徴収方法に決まりはないのですか。

A 8 宿泊者からの徴収の方法につきましては、現金に限らず、クレジットカード、電子マネーなど宿泊事業者にとって徴収しやすい方法で徴収していただいて差し支えありません。

Q 9 旅行会社や宿泊予約サイトなどを通じた予約の場合、宿泊税はどのように徴収すればよいですか。

A 9 旅行会社等と宿泊施設の取り決めによって徴収しやすい方法を定めていただいて差し支えありません。

Q 10 現金以外の支払手段で宿泊税を徴収した場合の手数料は事業者負担ですか。

A 10 宿泊税をクレジットカード等で支払われた場合の手数料につきましては、宿泊事業者にご負担いただくこととなります。

Q 11 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はないのでしょうか。

A 11 旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくことも可能です。
宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者の方とホテル、旅館等との間で取り決めていただくこととなります。

Q 12 宿泊者が宿泊税の支払いを拒否し、宿泊税を徴収できない場合はどうなるのでしょうか。

A 12 特別徴収義務者である宿泊事業者が、市に宿泊税相当額を納入したうえで、納税を拒否をした宿泊者に求償(請求)することになります
(地方税法第733条の15第2項、同条第3項)。
なお、このようなことが生じないよう、宿泊者への周知・広報などに取り組みます。

Q 13 領収書への宿泊税の表記は必ず行う必要があるのですか。

A 13 領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。
なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。消費税の詳しい取扱いには税務署までお問い合わせください。
日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。
また、宿泊税の名称とその額は手書きしていただいても結構です。

Q 14 領収書への宿泊税の印字は内税方式・外税方式の指定はありますか。

A 14 印字方式について指定はありません。宿泊税の名称とその金額の表示をお願いします。

Q 15 課税対象の宿泊であったかどうかを示すために、領収書に素泊まり料金と食事代等を分けて表示する必要がありますか。

A 15 料金の内訳は、領収書での表示は必須ではありません。なお、税務調査の際にその素泊まり料金が確認できるように、資料等の管理をお願いします。

Q 16 宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者の事務負担に対する措置はありますか。

A 16 宿泊税の特別徴収に係る経費の一部を支援するため、特別徴収義務者に対して宿泊税報償金を交付します。

この報償金については、原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の2.5%、制度開始5年間は特例として3.0%を交付します。

Q 17 宿泊税報償金に対して、消費税は課税されるのでしょうか。

A 17 特別徴収義務者に交付する宿泊税報償金については、対価を得て行う資産の譲渡等にあたらないため「不課税取引」となり、消費税の課税の対象とはなりません。

Q 18 宿泊税の管理のために新規に帳簿を用意しなければなりませんか。

A 18 必ずしも新規に帳簿を用意する必要はなく、既存の帳簿に宿泊税の項目を追加する対応も可能です。また、単一の帳簿にまとめる必要はなく、複数の帳簿を突合させることにより宿泊税に関する情報(宿泊税額等)を確認することができるような場合も条例の定めを満たすことになりますので、管理しやすい方法をご検討ください。

(例:既に、宿泊台帳やレジシステムにおいて宿泊年月日や宿泊者数、宿泊料金を記録している場合において、経理上の帳簿(勘定元帳など)に、宿泊税額に関する項目を新たに追加することで対応 など)

Q 19 特別徴収義務者登録申請は郵送のみですか。eLTAX のどちらでもよいのでしょうか。

A 19 紙による郵送を基本としていますが、窓口での申請も可能です。

また、法人におかれましては、専用WEBフォームでの申請をお願いします。
詳しくは、名護市ホームページをご覧ください。

6	申告納入
---	------

Q 1 市町村宿泊税を課す市町村に所在する宿泊施設の宿泊者に課税される宿泊税のうち、県税分はどのように納めたらよいですか。

A 1 市町村宿泊税を課す市町村に所在する宿泊施設については、地方税法の規定にもとづき、市町村が一括して課税と徴収を行いますので、各市町村が示す事務手続きにより、市町村宿泊税と併せて当該市町村に対し県宿泊税を納めてください。

Q 2 申告納入は毎月行わなければなりません。

A 2 原則毎月としていますが、一定の要件を満たす場合、申請により3か月ごとに申告納入できる特例を設けています。

Q 3 申告納入期限の特例について教えてください。

A 3 月平均納入金額が 30 万円以下(年間納入額が 360 万円以下)、加算金の決定がないこと、市税の滞納がないこと、申請の前1年間以上経営を行っていることなどを要件としています。その場合でも、最低限初年度経過措置の3か月分の実績は必要となります。詳しくは手引きをご参照ください。

Q 4 宿泊がない月についても、納入申告書の提出は必要ですか。

A 4 申告すべき税額が0円の場合も、納入申告書の提出が必要です。

Q 5 月をまたぐ連泊の場合は、連泊の初日に宿泊数をまとめて集計してもよいですか。

A 5 宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上していただきますので、月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月 30 日分を4月分に、5月1日分を5月分に、というように分けて計上してください。

Q 6 銀行窓口で宿泊税を納入する場合、振込手数料は、事業者が負担するのでしょうか。

A 6 指定の納入書記載の窓口で納入いただく場合には振込手数料はかかりません。

Q 7 納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。

A 7 納入については、口座引き落としができません。「宿泊税納入書」により名護市役所の支払い窓口または、取扱金融機関で納入ください。

Q 8 宿泊税は、電子申告・電子納付ができますか。

A 8 宿泊税の電子申告・電子納付は、eLTAX からご利用いただけます。

詳細につきましては、地方税共同機構が運営する eLTAX のホームページをご確認ください。【eLTAX のホームページ】<https://www.eltax.lta.go.jp/>

Q 9 宿泊者が旅行業者を通じて宿泊料金を払った場合、旅行業者からの入金に1～3か月ほどかかるが、翌月に宿泊税を納入する必要があるのでしょうか。

A 9 宿泊税は、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上していただき、その翌月に申告をしていただくことになります。事前振込日と実際の宿泊日が月をまたぐ場合や、旅行業者からの振込が翌月になる場合も、宿泊日が属する月の翌月に申告納入をしていただきますようお願いいたします。

Q 10 売り掛けの場合の宿泊税の申告納入期限は、宿泊があった月の翌月末となるのでしょうか。それとも入金された月の翌月末となるのでしょうか。

A 10 宿泊行為があった日が属する月の翌月末までに申告納入してください。

Q 11 売り掛けの場合において、宿泊税の納入期限までに相手方から入金されないときはどうなるのでしょうか。

A 11 宿泊行為があった日が属する月の翌月末までに申告納入してください。

ただし、相手方の破産等により宿泊料金及び宿泊税の回収が不能であるなど正当な理由があると認められる場合は、納入義務の免除(既に納入している場合は、相当額の還付)の対象となることがあります。

Q 12 季節的な関係で全く営業がない期間がある場合、営業がない期間についての申告も必要ですか。

A 12 税額が0円の場合も申告は必要となりますが、施設の経営の休止の届出(「宿泊税 経営休止・再開・廃止届出書」の提出)をしていただくと、休止期間の申告は不要となります。再開時には再度お知らせください。

Q 13 幼児など宿泊料が無料の場合も、納入申告書や月計表の「課税対象の宿泊者数」の記載が必要ですか。

A 13 宿泊税における宿泊は、宿泊料金を伴うものに限ります。宿泊料金が無料の幼児などは宿泊者に該当しないため、納入申告書や月計表には記載不要です。

Q 14 1人1泊あたり1,000円未満の宿泊料金の場合も、納入申告書や月計表の「課税対象の宿泊者数」の記載が必要ですか。

A 14 納入申告書や月計表に記載が必要です。

Q 15 簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要ですか。

A 15 簡易宿所の営業許可を受けているようであれば毎月申告が必要になります。

なお、経営をしていない時期があれば、休止・再開・廃止申告書を名護市税務課までご提出ください。

※ 一定の要件を満たす場合、申請により3か月ごとに申告納入できる特例を設けています。

7	その他
---	-----

Q 1 領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなるのか。

A 1 領収書に宿泊税の金額が明記されている場合は、宿泊税を除いた額に対して収入印紙を貼付していただくことになりますが、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ額に対して収入印紙を貼付していただくことになりますので、ご注意ください。

なお、印紙税に関する詳細は、税務署にお問い合わせください。

Q 2 施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになるのか。

A 2 振込手数料が必要な場合は、通常、納税義務者である宿泊者にご負担いただくことになります。宿泊料を支払い済みの宿泊者については、宿泊時に現地で徴収する方法で対応していただきますようお願いいたします。

Q 3 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうするか。

A 3 市内で宿泊施設を営業している方は登録を行っていない場合でも宿泊税の特別徴収義務者となります。現地調査を実施し、営業を行っている事実が判明した場合は、特別徴収義務者の登録及び申告納入を行うよう指導いたします。

また、調査により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、名護市税務課で税額の決定を行い、納入してもらいます。なお、不申告加算金等の加算金や延滞金も課されます。